

給付対象施設・事業所各位

横浜市こども青少年局保育・教育運営課  
幼児教育・保育無償化担当課長  
古石 正史

消費税率の引上げ及び幼児教育・保育の無償化等に伴う令和元年 10 月からの公定価格の改定等について（通知）

日頃から、本市の教育・保育行政に御協力いただきありがとうございます。

消費税率の引上げ及び幼児教育・保育の無償化等に伴う公定価格等の保育料における対応について、内閣府より 9 月 27 日付で令和元年 10 月以降の公定価格が示されました。

つきましては、変更点における概要をお伝えするとともに、請求事務等の取扱い及びその他変更点について以下の通り通知します。

なお、従前より令和元年10月から実施予定と説明会等の場でお伝えしていた、「栄養管理加算の加算額の充実」及び「チーム保育推進加算の対象施設の拡大」の実施については、見送るとの方針が国から示されています。（別紙 1 参照）。

また、請求明細作成ソフトについても本改定に伴い改修を進めておりますが、副食費徴収免除加算については 10 月の改定のタイミングでの改修が間に合わない状況となっております。

つきましては、当該加算対象となる施設・事業所には、本改修の完了後に、過誤再請求をお願いさせていただきます。請求開始時期や詳細については、改修内容が確定した段階で、別途御連絡させていただきます。御迷惑をおかけしますが、御理解のほど、よろしくお願いいたします。

## 1 消費税率の引上げに伴う公定価格の改定【1号認定、2号認定、3号認定】

### （1）概要

公定価格中の消費税課税対象経費について、消費税率引上げ（8%→10%）が反映されます。なお、3号認定における食材料費については軽減税率の対象であることから据置きになります。

### （2）請求事務等における対応

令和元年 10 月分の請求から適用される公定価格単価表が変更になります。（システム側で新単価に基づき計算されるため、対応は不要です。）

### （3）請求システム対応時期

令和元年 11 月早期フローからを予定（10 月分の請求）

## 2 幼児教育・保育の無償化に伴う公定価格（2号認定）の改定【2号認定】

### （1）概要

2号認定子どもの基本分単価から副食の食材料費相当額（4,500円）が減額されます。

・副食の食材料費相当額は施設による実費徴収になります。

・実際に減額となる金額は消費税率引上げによる増額分と相殺されるため、4,500円より少なくなります。

(2) 請求事務等における対応

令和元年10月分の請求から適用される公定価格単価表が変更になります。(システム側で新単価に基づき計算されるため、対応は不要です。)

(3) 請求システム対応時期

令和元年11月早期フローからを予定(10月分の請求)

3 副食費徴収免除加算の創設【1号認定、2号認定】(別紙2参照)

(1) 概要

幼児教育・保育の無償化に伴い、副食の食材料費は施設による保護者からの実費徴収となりますが、徴収が免除され、実費徴収の対象とならない年収360万円未満相当世帯の全ての子ども、全ての世帯の第3子以降の子どもに対する加算が創設されます。

なお、免除対象者から副食費を実費徴収することはできません。

(2) 請求事務等における対応

・公定価格加算・調整項目届出書が変更になり、1号認定については挙証資料の提出が追加になります。

・契約締結登録者一覧に基づき、副食費免除対象者の請求明細作成ソフトでの入力・送信が必要となります(該当者在園施設のみ)。

(3) 請求システム対応時期

令和元年12月早期フローからを予定(11月分の請求)

4 施設機能強化推進費加算について

以下のとおり、要件のうち取組に必要となる経費の額が変更になります。

【要件】

施設における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ、迅速な避難誘導體制を充実する等の施設の総合的な防災対策を図る取組(注)を行う施設で、以下の事業等を複数実施する施設に加算する。

(注) 取組に必要となる経費の額

取組に必要となる経費の総額が、16万円以上見込まれること。

5 その他変更点

(1) 延長保育事業について(別紙3参照)

A・B階層減費対象者の表記に変更があります。

(2) 実費徴収に係る補足給付事業について(別紙3参照)

・副食費徴収免除加算の創設に伴い、副食材料費(1号認定のみ)は補足給付事業の対象から外れます。

・補足給付対象者の表記に変更があります。

(3) 利用料表の変更

・幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、令和元年10月1日から「子ども・子育て支援新制度利

用料（保育料）」が変更となります（別紙4参照）

- ・1号、2号認定こどもの利用料は0円、3号認定こどものB1・B2階層がB階層となり、利用料は0円となります。

## 6 各種届出書様式の変更について

上記の通り、加算要件等の変更に伴い一部の様式が変更になります。

令和元年10月分以降の届出・請求事務については以下のホームページに掲載を予定している変更後の様式「令和元年度下半期用」をご利用いただきますようお願いいたします。

### 【変更となる様式】

- ・公定価格加算・調整項目届出書（全事業種別）
- ・延長保育事業費加算状況等届出書（保育所・認定子ども園のみ）
- ・補足給付確認書（全事業種別）

### 【新様式】

副食提供状況報告書（1号のみ）

<請求事務に関する各種様式>

横浜市 HP トップページから「事業者向け情報→子育て→子ども・子育て支援新制度への移行案内→事業者の皆さまへ→「請求事務について」のページはこちら→各種様式について」の順にお進みください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kosodateshien/shinseido/yoko/yoshiki/>

## 7 令和元年度10月以降の公定価格単価表について

令和元年10月以降の公定価格単価表についても後日ホームページに掲載する予定ですので、併せてご確認いただきますようお願いいたします。

<請求事務について（新制度における給付の水準）>

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kosodateshien/shinseido/yoko/seikyujimu.html>

## 8 添付書類

- (1) 「令和元年10月以降の公定価格の単価案の見直しについて（府子第511号）」【別紙1】
- (2) 副食費徴収免除加算について【別紙2】
- (3) 延長保育事業及び実費徴収に係る補足給付事業の変更点について【別紙3】
- (4) 子ども・子育て支援新制度利用料（保育料）【別紙4】

横浜市子ども青少年局保育・教育運営課

【請求事務について】給付担当

TEL045-671-4466

【延長保育・補足給付について】

TEL045-671-4464

【幼児教育・保育の無償化について】無償化担当

TEL045-671-3710

府子本第 511 号  
子発 0918 第 1 号  
令和元年 9 月 18 日

各都道府県、指定都市、中核市  
子ども・子育て支援新制度担当部局（長） 殿  
民生主管部局（長）

内閣府子ども・子育て本部統括官  
（ 公 印 省 略 ）  
厚生労働省子ども家庭局長  
（ 公 印 省 略 ）

令和元年 10 月以降の公定価格の単価案の見直しについて

平素より、子ども・子育て支援施策の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

幼児教育・保育の無償化の施行に伴う令和元年 10 月以降の公定価格（特定教育・保育等に要する費用算定基準等をいう。以下同じ。）の単価案については、同年 8 月 22 日付けで各都道府県宛てにお送りしていたところです。

この中で、保育認定に係る単価表の案における 2 号認定子どもについて、副食費が施設等による徴収となることに伴う変動として、これまで副食費相当額として積算されてきた月額 5,181 円を減額することを前提とした基本分単価案をお示ししておりました。同時に、これまで保護者にご負担いただいていた保育料における副食費の内訳や各施設の副食費の支出の実態を踏まえた副食費の目安として提示しておりました 4,500 円との差分 681 円を活用し、栄養管理加算とチーム保育推進加算の拡充に係る単価案も合わせてお示ししておりました。

しかしながら、今回の公定価格の改定案の公表については、当初予定されていた 7 月よりも遅れ、市町村（特別区を含む。）及び事業者に対し、十分に行き届いた説明・周知を行うことができず、本年 10 月以降の経営上の対応に関する御懸念をはじめ、現場での混乱が生じているものと承知しております。

こうした諸般の事情に鑑み、最終的な 10 月改定の公定価格としては、関係各所との調整を踏まえ、2 号認定子どもの基本分単価から減額する副食費相当額を 5,181 円とすることを見送り、4,500 円にとどめることといたしました。また、栄養管理加算とチーム保育推進加算については、5,181 円の減額を前提として拡充を講じる予定であったことから、基本分単価の減額幅の 4,500 円への見直しに伴い、これらの加算の拡充措置の実施も見送ることといたしました。

令和2年度における基本分単価や栄養管理加算及びチーム保育推進加算の取扱いについては、改めて子ども・子育て会議の議論を経て、来年度予算編成の過程で決定してまいります。

この度は、令和元年10月以降の公定価格の単価案についてお示しするのが遅れ、それにより現場の混乱を生じさせておりますことをまずもってお詫びするとともに、引き続き幼児教育・保育の無償化の円滑な実施に向け御協力をお願いします。

なお、令和元年9月4日付け事務連絡「令和元年10月以降の2号認定子どもの公定価格における副食費の取扱いについて」は、廃止します。

**【担 当】**

内閣府子ども・子育て本部参事官  
(子ども・子育て支援担当) 付 給付担当  
TEL : 03-5253-2111 (内線 38346、38344)

厚生労働省子ども家庭局保育課 保育調整係  
TEL : 03-5253-1111 (内線 4855)

## 副食費徴収免除加算について【1号】

## (1) 概要

副食の食材料費の徴収が免除される年収360万円未満相当世帯の全ての子ども及び全ての世帯の第3子以降の子どもに対し、加算します。

※免除対象者から副食費を実費徴収することはできません。

## (2) 加算の要件

以下の要件を満たしている施設に加算します。

副食費の徴収が免除されることについて、本市から通知がされた子どもがいる。(注1)

利用児童の全てに副食の全てを提供する日があり、かつ、利用子どもである副食費徴収免除対象子ども(注2)に副食の全てを提供する日がある。(注3・4)

(注1) 副食費免除対象者は区福祉保健センターから送付する、契約締結登録者一覧をご確認ください。

(注2) 以下のいずれかに該当する子どもとして、副食費の徴収が免除されることについて市町村から通知がされた子どもとします。

①特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39条。以下「特定教育・保育施設等運営基準」という。)第13条第4項第3号イの(1)又は(2)に規定する年収360万円未満相当世帯に属する教育標準時間認定子ども

②特定教育・保育施設等運営基準第13条第4項第3号ロの(1)又は(2)に規定する第3子以降の教育標準時間認定子ども

③保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第15条の3第2項に規定する市町村民税を課されない者に準ずる者である教育標準時間認定子ども

(注3) 副食の提供状況については、保護者への意向聴取等により施設が把握している各月初日における副食の提供予定によります。

(注4) 施設の都合によらず、副食の一部又は全部の提供を要しない利用子どもについては、副食の全てを提供しているものとします。

## (3) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

公定価格加算・調整項目届出書(第4号様式の2)

副食提供状況報告書(参考様式)

(注) 給食実施日数について確認が必要になった場合、根拠となる資料を求めることがあります。必ず給食実施日数が把握できる資料を施設で保管してください。

## (4) 加算額の算定

加算額は、定められた額(注1)に、各月の給食実施日数(注2)を乗じて得た額とし、副食費徴収免除対象子どもについて加算します。

(注1) 225円

(注2) 20を超える場合には20とします。

## 副食費徴収免除加算について【2号】

---

### (1) 概要

副食の食材料費の徴収が免除される年収360万円未満相当世帯の全ての子ども及び全ての世帯の第3子以降の子どもに対し、加算します。

※免除対象者から副食費を実費徴収することはできません。

### (2) 加算の要件

以下の要件を満たしている施設に加算します。

副食費の徴収が免除されることについて、本市から通知がされた子どもがいる。

(注) 副食費免除対象者は区福祉保健センターから送付する、契約締結登録者一覧をご確認ください。

### (3) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

公定価格加算・調整項目届出書（第4号様式の2）

(注) 給食実施日数について確認が必要になった場合、根拠となる資料を求めることがあります。必ず給食実施日数が把握できる資料を施設で保管してください。

### (4) 加算額の算定

加算額は、定められた額（注1）とし、副食費徴収免除対象子ども（注2）に加算します。

(注1) 4,500円

(注2) 以下のいずれかに該当する子どもとして、副食費の徴収が免除されることについて市町村から通知がされた子どもの数とします。

- ①特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39条。以下「特定教育・保育施設等運営基準」という。）第13条第4項第3号イの(1)又は(2)に規定する年収360万円未満相当世帯に属する保育認定子ども
- ②特定教育・保育施設等運営基準第13条第4項第3号ロの(1)又は(2)に規定する第3子以降の保育認定子ども
- ③保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第15条の3第2項に規定する市町村民税を課されない者に準ずる者である子ども

## 延長保育事業の変更点について

令和元年10月より、利用料の無償化に伴い、2号認定（3歳児～5歳児クラス）は負担区分（A～D27）がなくなります。延長保育事業においてA階層及びB階層に適用していた減免の対象者については、以下の表の内容を参照のうえ、対象者の把握を行ってください。なお、対象者及びガイドラインの金額に変更はありません。

### ◆A・B階層減免対象者及び間食代・夕食代の設定区分の表記

変更前	変更後
A・B階層	2号:(副食費免除対象者のうち)「免除(A)」 「免除(B)」
	3号:A・B階層 <変更なし>

※上記の副食費免除対象者及び負担区分は、区福祉保健センターから送付する、契約締結登録者一覧をご確認ください。

◆これに伴い、「延長保育事業費加算状況等届出書」（保育所・認定こども園のみ）が変更となります。

## 実費徴収に係る補足給付事業の変更点について

令和元年10月より、公定価格において「副食費徴収免除加算」が設けられるため、副食材料費（1号認定のみ）は補足給付事業の対象から外れます。また、利用料の無償化に伴い、1・2号認定（3歳児～5歳児クラス）は負担区分（A～D27）がなくなるため、補足給付の対象者については、以下の表の内容を参照のうえ、対象者の把握を行ってください。

### ◆助成金額

変更前	変更後
①副食材料費(1号のみ)【4,500円まで】 ②教材費・行事費等(1・2・3号)【2,500円まで】	教材費・行事費等(1・2・3号)【2,500円まで】

### ◆補足給付の対象者表記 【対象者に変更はありません】

変更前	変更後
A階層	1・2号:(副食費免除対象者のうち)「免除(A)」
	3号:A階層 <変更なし>

※上記の副食費免除対象者及び負担区分は、区福祉保健センターから送付する、契約締結登録者一覧をご確認ください。

◆これに伴い、「補足給付確認書」（全事業種別）が変更となります。

【参考】副食費の免除制度による免除対象者の表記

対象者	表記
① 生活保護世帯	免除(A)
② 市民税非課税世帯	免除(B)
③ 年収 360 万円未満相当世帯 1号:負担区分C~D5、E0~E5 2号:負担区分C~D4、E0~E5	免除
④ 第3子以降の子ども	
⑤ ①~④以外の子ども (免除対象外)	-

## 延長保育料ガイドライン

### 1 延長保育料額（月額）※月曜～土曜日

#### (1) 単価

基本単価（11日以上利用）	30分あたり1,700円
10日以内利用	30分あたり850円

※30分単位で算定します。

※延長保育の設定時間が30分に満たない場合は、30分あたり金額から按分します。

例：延長保育の時間が15分→15分あたり月額850円

※ガイドラインの金額を上限に、各施設・事業において、日割・時間割を設定することは可能です。

#### (2) きょうだい児減免

第2子	50%減免
第3子	100%減免

※保育料と同じきょうだい区分を適用します。

※計算後、10円未満の金額は切り捨てます。

#### (3) A B階層減免

2号：（副食費免除対象者のうち）免除(A)(B)	50%減免
3号：A B階層	

※計算後、10円未満の金額は切り捨てます。

### 2 延長保育 間食代・夕食代（月額）※月曜～土曜日

	間食代		夕食代	
	1月利用 (11日以上利用)	10日以内利用	1月利用 (11日以上利用)	10日以内利用
2号：免除(A)(B)	1,250円	620円	3,750円	1,870円
3号：A B階層				
上記以外	2,500円	1,250円	7,500円	3,750円

※1人あたりの実費を上限とします。

### 3 延長保育料額 ※休日等（日曜日、国民の祝日及び休日）

#### (1) 単価

1日30分あたり	80円
----------	-----

#### (2) きょうだい児減免

第2子	50%減免
第3子	100%減免

※保育料と同じきょうだい区分を適用します。

※計算後、10円未満の金額は切り捨てます。

#### (3) A B階層減免

2号：（副食費免除対象者のうち）免除(A)(B)	50%減免
3号：A B階層	

※計算後、10円未満の金額は切り捨てます。

### 4 延長保育 間食代・夕食代 ※休日等（日曜日、国民の祝日及び休日）

	間食代	夕食代
	1日あたり	1日あたり
2号：免除(A)(B)	60円	180円
3号：A B階層		
上記以外	120円	370円

※1人あたりの実費を上限とします。

令和元年度横浜市子ども・子育て支援新制度利用料（保育料）（月額）

（単位：円）

認定区分	1号認定	2号認定（3歳児クラス～） ※満3歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から
対象施設・事業	認定こども園（教育利用）・幼稚園	認定こども園（保育利用）・認可保育所
負担額	0	0

負担区分	認定区分	3号認定（0～2歳児クラス） ※満3歳に達する日以後の最初の3月31日まで								
	対象施設・事業	認定こども園（保育利用）、認可保育所				小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、新制度対象の事業所内保育事業				
	きょうだい区分※	第1子		第2子		第1子		第2子		
	利用時間区分	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	
A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	
B	市民税非課税	0	0	0	0	0	0	0	0	
C	市民税均等割のみ	6,700	6,500	2,300	2,200	4,000	3,900	1,600	1,500	
市民税所得割額※	D1	市民税所得割課税額 10,000円以下	8,200	8,000	2,900	2,800	5,100	5,000	2,100	2,000
	D2	10,001円以上～48,600円以下	10,000	9,800	3,500	3,400	6,300	6,100	2,500	2,400
	D3	48,601円以上～50,400円以下	12,500	12,200	4,400	4,300	8,600	8,400	3,400	3,300
	D4	50,401円以上～57,700円以下	14,500	14,200	5,100	5,000	10,800	10,600	4,300	4,200
	D5	57,701円以上～77,100円以下	16,500	16,200	5,800	5,700	13,100	12,800	5,100	5,000
	D6	77,101円以上～97,000円以下	20,400	20,000	7,100	6,900	19,000	18,600	7,100	6,900
	D7	97,001円以上～102,600円以下	25,000	24,500	8,800	8,600	21,900	21,500	8,800	8,600
	D8	102,601円以上～120,600円以下	29,000	28,500	10,200	10,000	26,900	26,400	10,100	9,900
	D9	120,601円以上～138,600円以下	34,000	33,400	11,900	11,600	31,100	30,500	11,900	11,600
	D10	138,601円以上～169,000円以下	38,000	37,300	13,300	13,000	35,000	34,400	13,300	13,000
	D11	169,001円以上～174,900円以下	41,500	40,700	14,500	14,200	38,100	37,400	14,500	14,200
	D12	174,901円以上～192,900円以下	44,500	43,700	15,600	15,300	41,000	40,300	15,600	15,300
	D13	192,901円以上～211,200円以下	47,500	46,600	21,400	21,000	43,800	43,000	21,400	21,000
	D14	211,201円以上～228,900円以下	50,200	49,300	22,600	22,200	46,200	45,400	22,600	22,200
	D15	228,901円以上～246,700円以下	53,000	52,000	23,900	23,400	48,800	47,900	23,900	23,400
	D16	246,701円以上～255,700円以下	55,000	54,000	24,800	24,300	50,600	49,700	24,800	24,300
	D17	255,701円以上～264,700円以下	57,000	56,000	25,700	25,200	52,200	51,300	25,700	25,200
	D18	264,701円以上～273,700円以下	58,000	57,000	26,800	26,300	53,600	52,600	26,800	26,300
	D19	273,701円以上～282,700円以下	59,000	57,900	27,900	27,400	55,000	54,000	27,500	27,000
	D20	282,701円以上～291,700円以下	60,000	58,900	29,000	28,500	55,300	54,300	27,700	27,200
	D21	291,701円以上～301,000円以下	61,000	59,900	30,100	29,500	55,600	54,600	27,800	27,300
	D22	301,001円以上～309,700円以下	64,500	63,400	33,100	32,500	55,900	54,900	28,000	27,500
	D23	309,701円以上～335,800円以下	68,000	66,800	36,200	35,500	56,300	55,300	28,200	27,700
	D24	335,801円以上～361,300円以下	71,500	70,200	39,300	38,600	56,700	55,700	28,400	27,900
	D25	361,301円以上～387,700円以下	73,600	72,300	39,700	39,000	57,200	56,200	28,600	28,100
	D26	387,701円以上～397,000円以下	75,600	74,300	40,000	39,300	57,700	56,700	28,900	28,400
	D27	397,001円以上	77,500	76,100	42,600	41,800	58,100	57,200	29,100	28,600
ひとり親世帯等	E0	市民税均等割のみでひとり親世帯等	2,300	2,200	0	0	1,600	1,500	0	0
	E1	D1階層でひとり親世帯等	2,900	2,800	0	0	2,100	2,000	0	0
	E2	D2階層でひとり親世帯等	3,200	3,100	0	0	2,500	2,400	0	0
	E3	D3階層でひとり親世帯等	3,200	3,100	0	0	2,800	2,700	0	0
	E4	D4階層でひとり親世帯等	3,200	3,100	0	0	2,800	2,700	0	0
	E5	D5階層でひとり親世帯等	3,200	3,100	0	0	2,800	2,700	0	0

※きょうだい区分の数は「利用料のご案内」若しくは「利用案内」等で確認してください。「第3子」以降のお子さんの利用料は無料となります。

※利用料は、市民税の税額控除前所得割額（調整控除後）を基に算定します。市民税が未申告の方等は、最高階層（D27）となります。

※政令指定都市の場合、30年度市民税額の税率が6%から8%へ変更となりましたが、利用料における市民税所得割課税額は6%の税率を用いて算出しています。（名古屋市は独自減税による5.7%の税率を用いて算出しています。）

※月の途中で利用開始または利用を止めた方は、在籍日数に応じた利用料（10円未満は切り捨て）になります。

≪3号認定：その月の利用料＝利用料（月額）×在籍日数（日曜、祝日を除く・25日を超える場合は25日）÷25≫

※E0～5階層における「ひとり親世帯等」とは、ひとり親世帯（同居親族がいる場合など対象外となることがあります）、身体障害者手帳・愛の手帳（療育手帳）・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者を有する世帯（いずれも在宅の場合に限る）、特別児童扶養手当の支給対象児童・国民年金の障害基礎年金等の受給者を有する世帯（いずれも在宅の場合に限る）を指します。「ひとり親世帯等」に該当すると認められた場合、C階層、D1～5階層はE0～5階層になります。